

第3回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月5日（水）午後2時

2. 開催場所 立花市民センター

3. 出席農業委員（19名）

1 番 中村 輝義	2 番 大坪 知美子	3 番 服部 正文
6 番 池尻 律芳	7 番 平井 照也	9 番 樋口 重樹
11 番 國武 寛	12 番 溝田 耕一	13 番 仁田原 一太
15 番 田形 隆徳	16 番 大津 達喜	17 番 伊藤 正博
18 番 小川 哲郎	19 番 松本 敬介	20 番 井手 洋一
21 番 原 義博	22 番 丸林 京市	23 番 堤 正義
24 番 月足 靖彦		

4. 出席最適化推進委員（17名）

3 番 橋爪 寿賀夫	7 番 角 秀次	9 番 末石 敏和
10 番 平島 修	12 番 上村 洋治	14 番 松延 清隆
16 番 延 和洋	26 番 田中 勝之	29 番 益本 秀明
30 番 森 義則	32 番 東 正洋	34 番 平 和宣
35 番 野中 昭男	41 番 栗原 英喜	43 番 山口 史登
44 番 今村 嗣範	45 番 二田 俊秀	

5. 欠席委員 農業委員（5名）

4 番 牛島 孝之	5 番 仁賀木 義文	8 番 塩塚 義治
10 番 高山 和典	14 番 八田 久男	

6. 欠席委員 最適化推進委員（1名）

38 番 江上 富男

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第 7 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 10 号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

議案第 12 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用

集積等促進計画の意見照会について

議案第 13号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第 14号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 栗原 勝久 次長 信國 美保子 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美
 黒木支所 森松 和久 立花支所 中園 弘一 木下 瑠璃花
 上陽支所 松尾 誠 星野支所 山口 輝信 矢部支所 小柳 徹郎

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長 皆様こんにちは。寒の戻りがありまして、山間部を中心に雪が降り非常に寒波が押し寄せてきておりました。岩手県の大船渡では山林火災が発生して現在2千百町歩ほど森林が燃えたり、住宅火災に繋がったりと大変な被災をされております。被災された大船渡の皆様には心からお見舞い申し上げたいと思いますし、ちょうど今日は雨が大船渡にも降ったそうでございますので、それでなんとか收拾できればと考えております。それでは令和7年度第3回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中ご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただ今より農業委員会総会を開会いたします。

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員19名、
 農地利用最適化推進委員17名であります。
 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、20番 井手 洋一 委員、21番 原 義博 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

事務局	異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第３・議案の上程を行います。 事務局お願いいたします。 はい、議案の上程の前に本日は八女市議会３月定例会が開催されておりまして局長が出席しております関係で総会の方を欠席いたしております事をお詫び申し上げます。 (案件朗読)
議 長	事務局朗読のとおり報告１件・議案５件を一括議題といたします。 それでは１ページをお願いします。 報告第７号 農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について事務局より説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。農地法第１８条第６項の規定による通知の報告については２３件です。総合計については、８ページをご確認ください。 解約のあった土地５２筆のうち田３７筆、畑１５筆、合計面積７１，０９６㎡です。 それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。 本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。９ページをお願いします。 議案第１０号 農地法第３条の規定による許可申請書の処理に

農業委員 7 番	ついて番号 1 番の説明を農業委員 7 番お願いします。
議 長	番号 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 番の説明を最適化推進委員 7 番お願いします。
推進委員 7 番	番号 2 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は、申請地に隣接する空き家を併せて購入されご夫婦で八女市に移住予定です。自家消費分のハーブを栽培される予定です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。

農業委員 6 番	続いて番号 3 番の説明を農業委員 6 番お願いします。
議 長	番号 3 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 4 番の説明を最適化推進委員 9 番お願いします。
推進委員 9 番	番号 4 番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 5 番の説明を最適化推進委員 10 番お願いします。

推進委員 10番	番号5番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明を最適化推進委員12番お願いします。
推進委員 12番	番号6番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番の説明を最適化推進委員14番お願いします。
推進委員 14番	番号7番についてご説明いたします。譲り渡し人の耕作不便と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。

議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号８番の説明を農業委員１４番お願いします。
農業委員 １４番	番号８番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号９番の説明を最適化推進委員１６番お願いします。
推進委員 １６番	番号９番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の自家消費による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は以前より親族の農作業の手伝いをされ、農作業経験 は充分お有りでございます。申請農地の隣地を所有されており、 耕作されていない状況を鑑み自身で耕作し、管理していきたいと

議 長	いう事で今回申請されました。自家消費分の栗を栽培される予定です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１０番の説明を農業委員１８番お願いします。
農業委員 １８番	番号１０番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は空き家バンクを利用して住宅を購入した為、住宅に隣接した農地も併せて取得し自家消費分の野菜を作られる予定です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１１番の説明を最適化推進委員２６番お願いします。

推進委員 26番	番号11番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番の説明を最適化推進委員30番お願いします。
推進委員 30番	番号12番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。譲り受け人はJA福岡八女就農支援センターの第10期生として、1年間研修を受けられ栽培に関する管理等の指導を受け農作業の知識を身に付けております。今回、農地を取得し、苺、ブルーベリーを栽培されます。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番の説明は事務局からになります。

事務局	番号１３番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１４番の説明を最適化推進委員３５番お願いします。
推進委員 ３５番	番号１４番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は実家が農業を営んでおり、幼い頃からタケノコの管理や出荷の手伝いをしてありました。今回取得する農地ではその経験を活かしてご自身でタケノコを栽培し出荷されます。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１５番の説明を農業委員１番お願いします。

農業委員 1 番	番号 1 5 番についてご説明いたします。譲り渡し人外 1 名の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 6 番の説明を農業委員 1 番お願いします。
農業委員 1 番	番号 1 6 番についてご説明いたします。譲り渡し人外 2 名の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 7 番の説明を農業委員 1 番お願いします。

農業委員 1 番	番号 1 7 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 8 番の説明を農業委員 1 番お願いします。
農業委員 1 番	番号 1 8 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 9 番の説明を農業委員 1 番お願いします。
農業委員	番号 1 9 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小

1 番	と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号20番の説明を最適化推進委員34番お願いします。
推進委員 34番	番号20番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は1年ほど前から鳥栖市でニンニクの栽培をされています。ニンニクを栽培し農業に携わる中で果樹という新しい分野に挑戦したいという気持ちが強まり、今回取得される農地でキウイ、ミカンを作付けされます。農機具は譲り渡し人より全て購入され、果樹の管理や知識については、地元農業委員や農家さんより指導を受けられる予定です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。

推進委員 4 5 番	続いて番号 2 1 番の説明を最適化推進委員 4 5 番お願いします。
議 長	番号 2 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 2 番の説明を最適化推進委員 4 3 番お願いします。
推進委員 4 3 番	番号 2 2 番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 3 番の説明を最適化推進委員 4 4 番お願いします。

推進委員 4 4 番	番号 2 3 番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 4 番の説明を最適化推進委員 4 4 番お願いします。
推進委員 4 4 番	番号 2 4 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 5 番の説明を農業委員 1 7 番お願いします。
農業委員 1 7 番	番号 2 5 番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請

議 長	です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２６番の説明を最適化推進委員４３番お願いします。
推進委員 ４３番	番号２６番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２７番の説明を農業委員１１番お願いします。
農業委員 １１番	番号２７番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。

議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２８番の説明を農業委員１１番お願いします。
農業委員 １１番	番号２８番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２９番について農業委員２番大坪委員は八女市農業委員会会議規則第１１条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので席を下げてくださいようお願い申し上げます。 それでは農業委員１１番説明をお願いします。 農業委員 番号２９番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要

1 1 番	望と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 大坪委員は席をお戻しください。続いて番号 3 0 番の説明を最適化推進委員 2 9 番お願いします。
推進委員 2 9 番	番号 3 0 番についてご説明いたします。譲り渡し人外 3 名の経営縮小と、譲り受け人の新規営農による所有権移転贈与の申請です。 譲り受け人は、申請地に隣接する住宅と一緒に譲り受けられ、定期的に帰館し農作業をされます。今回取得する農地では、野菜を作付けされる予定です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 3 1 番の説明を最適化推進委員 3 2 番お願いします。

推進委員 3 2 番	番号 3 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人と譲り受け人の自作地相互の交換による所有権移転交換の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 3 2 番の説明を最適化推進委員 3 2 番お願いします。
推進委員 3 2 番	番号 3 2 番についてご説明いたします。譲り渡し人と譲り受け人の自作地相互の交換による所有権移転交換の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 3 3 番の説明を最適化推進委員 4 3 番お願いします。
推進委員 4 3 番	番号 3 3 番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の新規営農による所有権移転贈与の申請です。

議 長	譲り受け人は、数年前に星野村に帰郷され市民農園での農業経験もあることから、自家消費用の野菜を栽培される予定です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号３４番の説明を農業委員１７番お願いします。
農業委員 １７番	番号３４番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の自家消費による所有権移転贈与の申請です。 譲り受け人は、星野村に移住されたことで農業に興味を持たれ、自家消費の野菜を栽培される予定です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて１８ページをお願いします。 議案第１１号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について説明をお願いします。

事務局	本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。 今回は、所有権移転の案件が4件ございます。 番号1番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号2番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号3番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号4番、こちらを売買により所有権移転されるものです。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 どうぞ、6番。
農業委員 6 番	3番の所有権移転は農業委員の判は要らんとですかね。
事務局	農業経営基盤強化促進法の所有権移転、あと今まで利用権設定もありましたが、この分につきましては農業委員さんの確認、押印も必要ありません。
農業委員 6 番	はい、分かりました。
議 長	ほかにありますでしょうか。それでは質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

事務局	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 19ページをお願いします。 議案第12号 農地中間管理事業の促進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について説明をお願いします。 ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。 今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に転貸する件数は162件です。 19ページから82ページにつきましては各筆明細となっております。期間は1年から20年までの新規、再設定、合わせて利用権設定件数162件。総合計については、82ページをご確認ください。権利を設定する土地477筆、合計面積543,558.06㎡です。 今回、新規営農の案件がありますのでご説明いたします。 46ページをお願いします。 番号64番、3年間の賃貸借権設定の申請です。 借人についてご説明いたします。 苺を生産する法人において、2年間、栽培技術及び農業経営に関する研修を受けてこられました。今回農地を借り受け、イチゴを栽培されます。出荷先は研修を受けていた法人を予定されています。 続きまして、51ページをお願いいたします。 番号79番、5年間の賃貸借権設定の申請です。 借人についてご説明いたします。
-----	--

	J Aふくおか八女就農支援センター10期生として、1年間、栽培技術及び農業経営に関する研修を受けてられました。今回農地を借り受け、イチゴを栽培されます。出荷先はJ Aを予定されています。 続きまして、68ページをお願いいたします。 番号130番は、備考記載のとおり70ページの131番、71ページの132番133番、72ページの134番、73ページの135番136番と関連がありますので、一括してご説明いたします。 番号130番、10年間の賃貸借権設定の申請です。 番号131番、10年間の賃貸借権設定の申請です。 番号132番、10年間の賃貸借権設定の申請です。 番号133番、10年間の賃貸借権設定の申請です。 番号134番、10年間の賃貸借権設定の申請です。 番号135番、10年間の賃貸借権設定の申請です。 番号136番、10年間の賃貸借権設定の申請です。 借人についてご説明いたします こちらの農地において法人として農業経営を開始されます。黒木町笠原のてん茶工場の事業を承継し、茶を生産され、茶製品を製造する法人への出荷を予定されております。 法人に係る農地の権利移動については、審査要件がありますので、補足説明させていただきます。審査の基準といたしましては、まず1点目として、農地所有適格法人以外の一般の法人が権利を取得する場合、申請後に申請農地を適正に利用していないと認められるときは、使用貸借または賃貸借を解除する旨の条件が書面による契約において付されていることとあります。この申請には
--	--

解除条件付きの契約の書面が付されていることを確認しております。

2点目に借主が適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれていることとされています。たとえば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道・水路等の共同利用施設の取り決め順守や協力が得られるか、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあるかなどとされています。

この点につきましては、農道・水路の管理のための清掃草刈り、そのほか農業の維持発展のために積極的な活動を行っていきたいとのことです。

3点目として、法人の場合は業務を執行する役員、または使用人のうち1人以上がその法人の行う耕作の事業に常時従事することとされています。この点につきましては、工場長として常時従事されます。以上のことから審査要件を満たしていることをご報告いたします。

続きまして77ページをお願いします。

77ページ、申請番号146番は、同ページ147番と関連がありますので一括してご説明いたします。

番号146番、5年間の賃貸借権設定の申請です。

番号147番、5年間の賃貸借権設定の申請です。

借人についてご説明いたします。

J Aふくおか八女就農支援センターの第10期生として1年間研修を受けられ、栽培に関する管理等の指導を受け、農作業の知識を身に付けております。今回、農地を借り入れ苺の栽培をされます。出荷先は、J Aを予定されております。

続きまして、79ページをお願いします。

番号152番、借人については、議案第10号農地法第3条の許可申請においてご審議いただいた、申請番号12番の際に内容は説明済みでございます。

J Aふくおか八女就農支援センターの第10期生として1年間

	研修を受けられ、栽培に関する管理等の指導を受け、農作業の知識を身に付けております。今回、農地を取得し、苺を栽培されます。出荷先は、J Aを予定されてあります。 続きまして、81ページをお願いいたします。 番号158番、20年間の賃貸借権設定の申請です。 借人についてご説明いたします。 実家がキウイ農家で、幼いころから農作業を手伝っていました。今回、ご自身で農地を借り入れ、家族の指導及び補助を受けながら、キウイを栽培されます。出荷先はJ Aを予定されております。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 よろしいでしょうか。よろしいですね。 (異議なしの声あり) それでは再度お承ります。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 83ページをお願いします。 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。

議 長	続いて最適化推進委員 4 1 番説明をお願いします。
推進委員 4 1 番	番号 1 番についてご説明いたします。申請地は西園橋から県道北矢部冬野黒木線を南へ約 3 k m 進んだ農地です。（議案書朗読）この土地にクヌギ 2 8 5 本の植林を計画されているものです。隣接農地の同意は得られています。また、水利については承諾済みです。
議 長	現地調査の報告を農業委員 1 3 番をお願いします。
農業委員 1 3 番	令和 7 年 1 月 3 1 日に現地調査を行った結果、申請地の周辺は農地と山林に囲まれており、排水は自然流下および地下浸透で、問題はないと確認しております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告がおわりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 8 4 ページをお願いします。 議案第 1 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の処理について番号 1 番の農地区分の説明をお願いします。

事務局	農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議 長	続いて最適化推進委員3番説明をお願いします。
推進委員 3番	番号1番についてご説明いたします。申請地は長峰小学校より東へ50mほど進んだ農地です。（議案書朗読） この土地を譲り受けられて専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員19番をお願いします。
農業委員 19番	2月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理され、雨水とともに北側側溝へ放流される計画です。 隣接する農地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事

事務局	に進達いたします。 続いて番号２番の農地区分の説明をお願いします。 農地の区分は、第１種農地と判断します。内容は１番と同じです。
議 長	続いて農業委員３番説明をお願いします。
農業委員 ３番	番号２番についてご説明いたします。申請地は北国武公民館より北東へ２００ｍほど進んだ農地です。（議案書朗読） この土地を譲り受けられて貸家住宅用地１１戸として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員７番お願いします。
推進委員 ７番	２月２６日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理され、雨水とともに北側河川へ放流される計画です。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。

事務局	続いて番号３番の農地区分の説明をお願いします。
議 長	農地の区分は、市街地等で宅地化が一定程度に達している区域内にある農地であって、第３種農地と判断します。
農業委員 ２ 番	続いて農業委員２番説明をお願いします。 番号３番についてご説明いたします。申請地は八女市蒲原にありますスーパーセンタートライアル八女店より南へ３００mほど進んだ農地です。（議案書朗読） この土地を譲り受けられて特定建築条件付売買予定地６戸として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員２番お願いします。
農業委員 ２ 番	２月２６日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は東側水路へ放流される計画です。隣接する農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事

に進達いたします。

以上で議案の審議は全て終了いたしました。これをもって本日の
会議を終了いたします。お疲れ様でした。

(閉会宣言 15 時 19 分)

令和 7 年 3 月 5 日

議 長 月 足 靖 彦

2 0 番 井 手 洋 一

2 1 番 原 義 博